

3. 保税地域制度各論

～指定保税地域・保税蔵置場～

①指定保税地域の指定・取消し

②貨物の取扱い

③保税蔵置場の許可

④保税蔵置場の許可期間更新

⑤貨物の収容能力の増減等

⑥保税蔵置場の休業・廃業の届出、許可の承継・失効

⑦外国貨物を置くことの承認(蔵入承認)

⑧倉主責任

⑨保税担当者の留意点

①指定保税地域の指定・取消し



関税法第37条 指定保税地域の指定・取消し

1. 指定保税地域とは、国、地方公共団体又は港湾施設若しくは空港施設の建設若しくは管理を行う法人であつて政令で定める者が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続きの簡易、かつ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として財務大臣が指定したものをいう。
2. 財務大臣は、指定保税地域を利用して行われる外国貿易の減少その他の事由に因りその全部又は一部を存置する必要がないと認めるときは、これについて前項の指定を取り消すことができる。
3. 財務大臣は、指定保税地域の指定を使用とするときは、あらかじめ当該指定を使用とする土地又は建設物その他の施設の所有者及び管理者に協議し、かつ、公聴会を開き、輸出入業者その他の当該指定について利害関係がある者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。指定保税地域の指定の取消しをしようとするときも、また同様とする。
4. 財務大臣は、指定保税地域の指定又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。
5. 財務大臣は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による取消しに係る権限の一部を税関長に委任することができる。

指定保税地域

国、地方公共団体等が所有し、又は管理する土地や施設で、**財務大臣が指定した場所**
「**輸出入者の利便のために設けられる公共の保税地域**」

外国貨物の積卸、運搬、一時蔵置（**1か月**）、点検・改装・仕分け等貨物取扱いができる

関税法第80条第1項にて、指定保税地域にある外国貨物で、当該指定保税地域に入れた日から1月を経過したものは税関は收容することができるとなっていることから。

①指定保税地域の指定・取消し

関税法基本通達37-1 指定保税地域の指定の要件

- ① 国、地方公共団体又は**指定法人等**が所有し、又は管理していること
- ② 税関手続の簡易かつ迅速な処理を図ることを目的とし、公共的に運営されるものであること
- ③ **国・港湾管理者・指定法人等の管理下で借受者が運営**、港湾管理者・指定法人等が自ら運営すること
- ④ 開港等の港域に接続する地域にあること(例外あり)
- ⑤ 税関における監視取締上支障がないと認められること
- ⑥ 外国貨物の適正な保全を図るための体制が施されていること

指定保税地域の大半は借受者による運営



指定法人

- ◆ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第3条第1項の規定により国土交通大臣が指定する法人
- ◆ 港湾法第43条の11第1項又は第6項の規定により国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者が指定する株式会社
- ◆ 港湾法第55条の7第1項に規定する国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者

関税法第38条 指定保税地域の処分等



譲渡・貸付etc.



工事・移転・撤去etc.

指定保税地域の指定を受けた土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ税関長に協議しなければならない。ただし、所有者又は管理者が、国及び地方公共団体以外の者である場合においては、税関長の承認を受けなければならない。(以下略)



あらかじめ税関長との協議が必要(指定法人等が所有・管理する指定保税地域の場合は税関長の承認)

②貨物の取扱い

関税法第40条 貨物の取扱い

1. 指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、第三十七条第一項に規定する行為のほか、これらの貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをすることができる。
2. 指定保税地域においては、前項に定めるもののほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。(以下略)

保税蔵置場については準用規定あり。

関税法第49条

他所蔵置許可貨物については届出が必要
(関税法第36条第2項)

第1項の行為

自由にできるが、**保税台帳への記帳は必要**

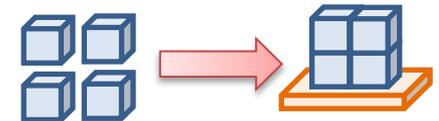
内容の点検

- 貨物を開披して、内容品の品質・数量の点検、機能の簡単な点検を行う



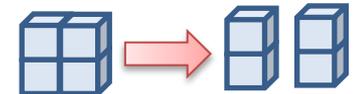
改装

- 包装を改める



仕分

- 貨物を記号番号別、荷主別、仕向地別等に分類・選別する



その他の手入れ

- 貨物の現状を変えずに行う手入れ(油さし、洗浄、原産地虚偽表示・誤認表示の抹消・取り外し・訂正、商標侵害物品(輸入貨物)の商標抹消etc.)

②貨物の取扱い

他所蔵置許可貨物についてはできない。

第2項の行為

税関長の許可を受ける必要あり

見本の展示

- 注文の取集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供する

簡単な加工

- 加工後において加工前の状態が判明できる程度の単純な工程による加工(食料品の加熱、金属又は繊維製品等のくず化etc.)

その他これらに類する行為

- 輸出しようとする貨物の破損品、不良品などを完全品と交換することetc.

税関への通報をお願いします！

(関税法基本通達40-3)

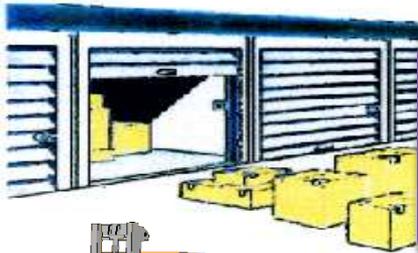
- 関係書類(船卸票、これに代わる書類、保税運送承認書写し)に記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準ずる異常があった場合
- 麻薬等法69条の2第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物
- 麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第69条の11第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物

荷主自身による貨物取扱いが行われる予定は、事前に税関に日時や作業内容等のご連絡をお願いします。

③保税蔵置場の許可

関税法第42条 保税蔵置場の許可

1. 保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。
2. 前項の許可の期間は、十年をこえることができない。但し、政令で定めるところにより、十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。(以下略)



民間企業等が所有する土地、倉庫等の施設について、申請に基づき税関長が許可した保税地域

外国貨物の積卸、運搬、長期蔵置(承認を受けないで3か月・承認を受けて2年)、点検・改装・仕分け等
貨物取扱いができる

関税法基本通達42-10
(関税法では10年となっているが、通達により6年とする運用)

許可期間は**6年**(特定保税承認者は8年)

税関関係手数料令第2条

面積に応じて許可手数料を毎月納付

③保税蔵置場の許可

関税法第43条 許可の要件

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の許可をしないことができる(以下略)。

欠格条項



1. 保税地域の許可を取り消されて3年を経過していない
2. 関税法違反(通告処分以上)から3年を経過していない
3. 関税法以外の法令違反(禁錮処分以上)から2年を経過していない
4. 暴対法、刑法(傷害罪等)違反(罰金以上)等から2年を経過していない
5. 暴力団員等である
6. 申請者が1.~5.のいずれかに該当する者を役員とする
7. 暴力団員等により事業活動を支配されている者でない
8. **業務遂行能力**が十分でない
—— 人的要件 場所的要件 施設的要件
9. 許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適當である
10. 許可を受けようとする場所について保税蔵置場としての利用の見込又は価値が
少ない 量的要件

③保税蔵置場の許可

人的要件



業務遂行能力

- I 法令等についての知識・記帳能力・外国貨物保管業務の業務処理能力
- II 外国貨物の適正な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力
- III 許可手数料、倉主責任に基づく関税等納付義務といった経済的負担に耐え得る資力

社内管理 規定

関税法基本通達34の2-9

Compliance-Program

=CP

- CPに盛り込む基本項目は次ページ以降のとおりであるが、申請者の業務実態に応じた内容とする必要がある。
- CPに記載されている各担当者の業務内容や書類と貨物の流れが実態に即していない場合は受理されない。
- 社内体制や手続の変更により、CPの内容と実態が合致しなくなった場合は、速やかにCPの内容を改正のうえ、税関に提出する必要がある。

③保税蔵置場の許可

人的要件

CPの基本項目

社内管理責任体制の整備

- 社内体制を構築する各部門及び責任者の明確化
- 各部門における責任者の責務

【総合責任者】倉主等が行うべき業務について総合的に管理し、監督し、責任を負う者

【貨物管理責任者】倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者

【顧客(荷主)責任者】保税地域を利用する顧客(荷主)について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者

【委託関係責任者】(保税地域での業務について委託業務を行っている場合)委託企業従業員の資質を把握し、適切な指揮監督を行う責任者

貨物管理手続体制の整備

- 委託先管理
- 手順書等の整備

被許可者が保税業務を他の者に委託している場合は、受託者と適宜の調整を図った上で管理手続体制を整備し、被許可者が自己の責任において行うこととなる。

被許可者の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。

【搬入・搬出管理】貨物の搬出入時における基本動作の詳細について定める。(例えば、搬入貨物に係わるB/N又はOLT等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認、書類整備等)

【蔵置管理】貨物蔵置中における基本動作の詳細について定める。

【貨物取扱い等管理】貨物取扱い時における基本動作の詳細について定める。

【顧客(荷主)管理】保税地域を利用する顧客等の把握について定める。

【記帳・記録】台帳記帳における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。

これらの管理手続体制をフロー図等により具体的に記載した手順書をCPの付属書として整理するのが一般的。

**貨物管理に携わる方々は、必ずCPや手順書の内容を理解し、
守っていただくようお願いします！**

③保税蔵置場の許可

人的要件

CPの基本項目

貨物の保全のための体制の整備

- 人又は貨物の出入りのチェック
- 常時又は定期的な巡回警備

蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を行うことが必要。

税関への通報体制の整備

- 不審貨物や不審人物出入りの情報の確実な通報のための体制



- 社内における連絡体制(各部門の従業員から当該部門の責任者への報告)
- 税関に対する連絡手順及び体制を整備する必要があります。

③ 保税蔵置場の許可

人的要件

CPの基本項目

教育訓練についての体制の整備

- 研修・勉強会等の実施体制
- 業務委託先も対象



すべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

保税業務検査等において、教育訓練が実施されているかどうか確認する必要があるため、**社内研修・勉強会の記録を作成し、保管していただくようお願いします。**

評価・監査制度の整備

- 内部監査人による定期的評価・監査制度の制定
- 社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告
- 内部監査結果を毎年税関に提出

監査結果のフィードバック

内部監査に期待される効果

非違等の防止

非違等の早期発見

万が一内部監査で非違があった事実が発覚した場合、自ら税関にその事実を申し出ることによって、税関が保税業務検査等で非違があった事実を発見した場合と比べて、処分の基準となる「処分点数」が軽くなる場合があります。また、早期に発見することで、改善策を講じやすくなります。

企業のシステムが健全に機能しているかを管理・コントロールすることは、健全な経営を確保するうえで重要な鍵となるコーポレートガバナンス(企業統治)において非常に重要です。**形式的なものではなく、内容のある監査を行っていただくようお願いします。**



③保税蔵置場の許可

場所的要件・施設的要件

場所の位置が保税蔵置場として適当かどうか？



関税法基本通達43-1(2)

- I 所轄の税関官署から25km以内
- II 所轄の税関官署から25kmを超え、おおむね100km以内(周辺の交通施設が整備されていることが条件)
- III 特殊な保管施設を必要とする貨物のみを蔵置する等やむを得ない場合(地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案)

設備が保税蔵置場として適当かどうか？



CPIに基づき、貨物の亡失等を防止し、貨物の適正な保全を図るための体制が確保できること

関税法基本通達43-1(3)

原則として、以下の措置が講じてあること

- コンテナ・ターミナル、野積場等、土地に貨物を蔵置する保税地域
 - ・ 外部から容易に侵入できないような障壁、フェンス等を外周に設置すること
 - ・ 保税地域内において適度な照度を確保できるような照明装置が設置されていること
 - ・ 出入口には施錠可能なゲート等の設備が設置されていること
- コンテナ・フレイト・ステーション、倉庫等、蔵置施設を有する保税地域
出入口、窓、その他の侵入が可能な部分について、外部から不審者等が容易に侵入できないように施錠その他の措置が講じてあること

量的要件

保税蔵置場としての利用の見込み又は価値が相当数あるかどうか？



同じ港湾又は地域における同種条件の保税蔵置場等と比較して同程度かそれ以上

関税法基本通達43-1(4)

④保税蔵置場の許可期間更新

許可期間は**6年**(特定保税承認者は8年)



関税法基本通達42-12(4)

更新の期間は**6年以内**

関税法基本通達43-3(1)

【原則更新をしない場合】

法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について

- 搬入停止・許可取消の処分を受ける前に許可期間満了となった場合
- 搬入停止の処分期間中に許可期間満了となった場合

保税地域の許可期間の更新は、許可期間満了に際して行う新たな許可の性格を持つものであり、その効果も新規許可と何ら変わるものではない。



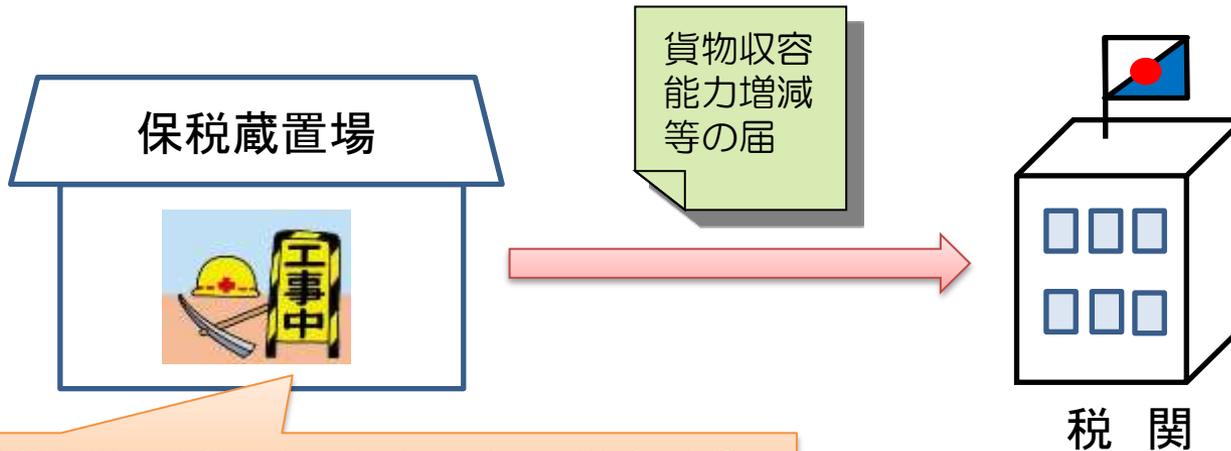
特にCPIについては通達改正等が反映されているか要確認！

- ・更新申請の際の税関の審査は、新規許可に準じて行うことになります。
- ・利用見込(実績)がない場合は、原則として廃業の方向で検討していただきますが、引き続き更新を必要とする要請があれば、その内容や理由を税関にご説明ください。

⑤貨物の収容能力の増減等

関税法第44条
貨物の収容能力の増減等

1. 保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。
2. 税関長は、前項の届出があった場合において、その実施しようとする収容能力の増減又は工事について、その増減又は工事をした後の保税蔵置場と他の場所との区分が明確でなく、又は当該増減若しくは工事をした後の外国貨物の保管設備が不十分であるため、この法律の実施を確保するうえに支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る事項を実施する際必要な措置を講ずることを求めることができる。



保税蔵置場の貨物の収容能力(面積)の増減・改築・移転・その他の工事

既に許可を受けている保税蔵置場の許可内容を変更するもの

無秩序に放任することは税関の取締上支障を生ずる

保税蔵置場の適正な運営及び外国貨物の取締りの万全を期す。

あらかじめ税関に届け出なければならない。

- ・増減坪がなくても、工事を行う場合は届出が必要(単なる補修工事を除く)
- ・他社への賃貸は減坪の届出が必要

坪貸し

何が「単なる補修工事」なのか明確な基準はないので、まずは税関に工事の内容をご報告ください。

⑤貨物の収容能力の増減等

坪貸しについて

保税蔵置場A

許可場所の一部

賃貸

B



Bが貨物管理を行う

関税法基本通達34の2-11

Aが許可を受けている保税蔵置場における保税業務をBに委託する場合は、Aが保税業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にななければならない。

- ・ 蔵置する貨物の受委託契約は保税蔵置場被許可者であるAによって締結されている。
- ・ CPにおける総合責任者や貨物管理責任者等がAの従業員である。
- ・ 保税地域に関してAが行うこととされている税関手続が、Aの名により行われる。

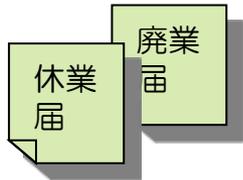
上記の条件を満たさないような丸投げするような賃貸は、減坪して許可場所から外す必要あり

減坪届をせずに、丸投げのような賃貸をすることにより、関税法違反となって処分が下される例がよく見られます。ご注意ください。

⑥ 保税蔵置場の休業・廃業の届出、許可の承継・失効

関税法第46条 休業又は廃業の届出

保税蔵置場の許可を受けた者は、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。



保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ届出が必要（休業期間中は、保税蔵置場に外国貨物が置かれていないことを原則とする）

関税法第47条 許可の失効

1. 保税蔵置場の許可は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その効力を失う（以下略）。
2. 保税蔵置場の許可が失効した時は、税関長は、直ちにその旨を公告しなければならない。
3. 保税蔵置場の許可が失効した場合において、その失効の際、当該保税蔵置場に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その許可が失効した場所を保税蔵置場とみなす（以下略）。

- ① 業務を廃止したとき
- ② 承継手続を行わなかったとき、承継の承認をしなかったとき
- ③ 解散したとき
- ④ 破産手続開始の決定を受けたとき
- ⑤ 許可期間が満了し、更新しない場合
- ⑥ 税関長が許可を取り消した場合

関税法第48条

直ちに公告



関税法第48条の2 許可の承継

1. 保税蔵置場の許可を受けた者について相続があったときは、その相続人（略）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。（以下略）

相続・合併・分割があった場合

相続人、合併・分割後の法人等が保税蔵置場被許可者としての地位を承継することができる。



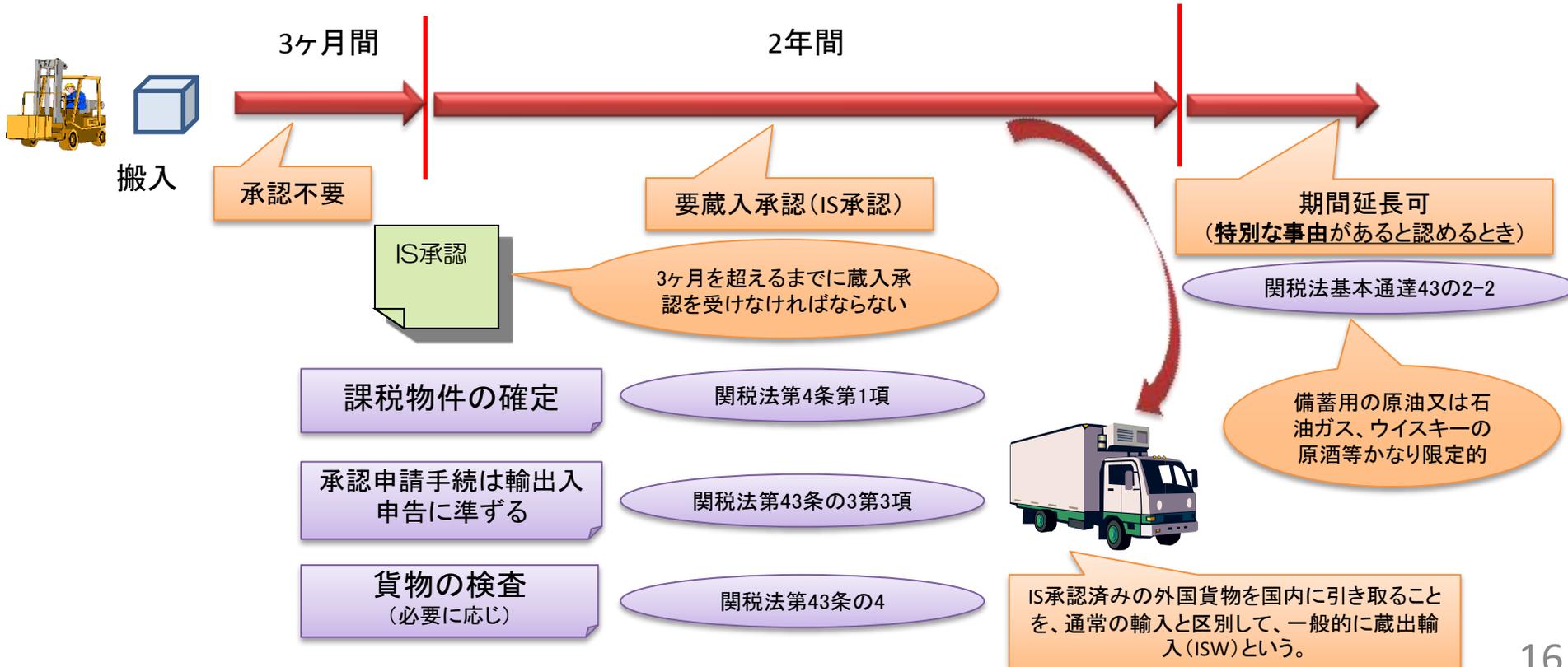
⑦外国貨物を置くことの承認(蔵入承認)

関税法第43条の3
外国貨物を置くことの承認

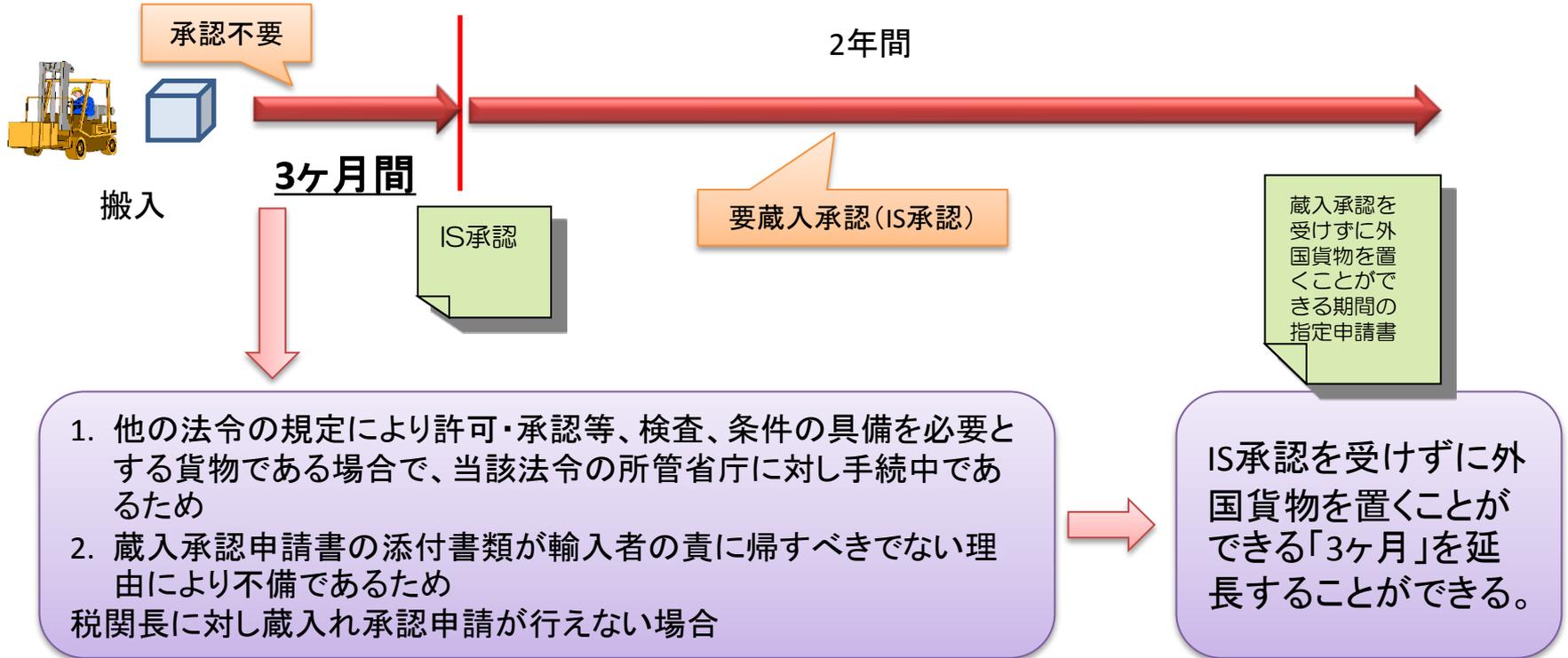
1. 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物その入れた日から三月(やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間)を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。(以下略)

関税法第43条の2
外国貨物を置くことができる期間

1. 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から二年とする。
2. 税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して前項の期間を延長することができる。



⑦外国貨物を置くことの承認(蔵入承認)



IS承認を受けず、かつ、IS承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長手続をせずに、保税蔵置場に外国貨物を入れてから3か月以上経過した場合、関税法第43条の3違反の保税非違として、保税蔵置場被許可者は処分となる可能性がある。

搬入してから3か月を超えそうな外国貨物がある場合は、できるだけ早い段階で荷主へのヒアリング(なぜ通関せずに置いているのか)、調査等を行い、税関にご相談ください。

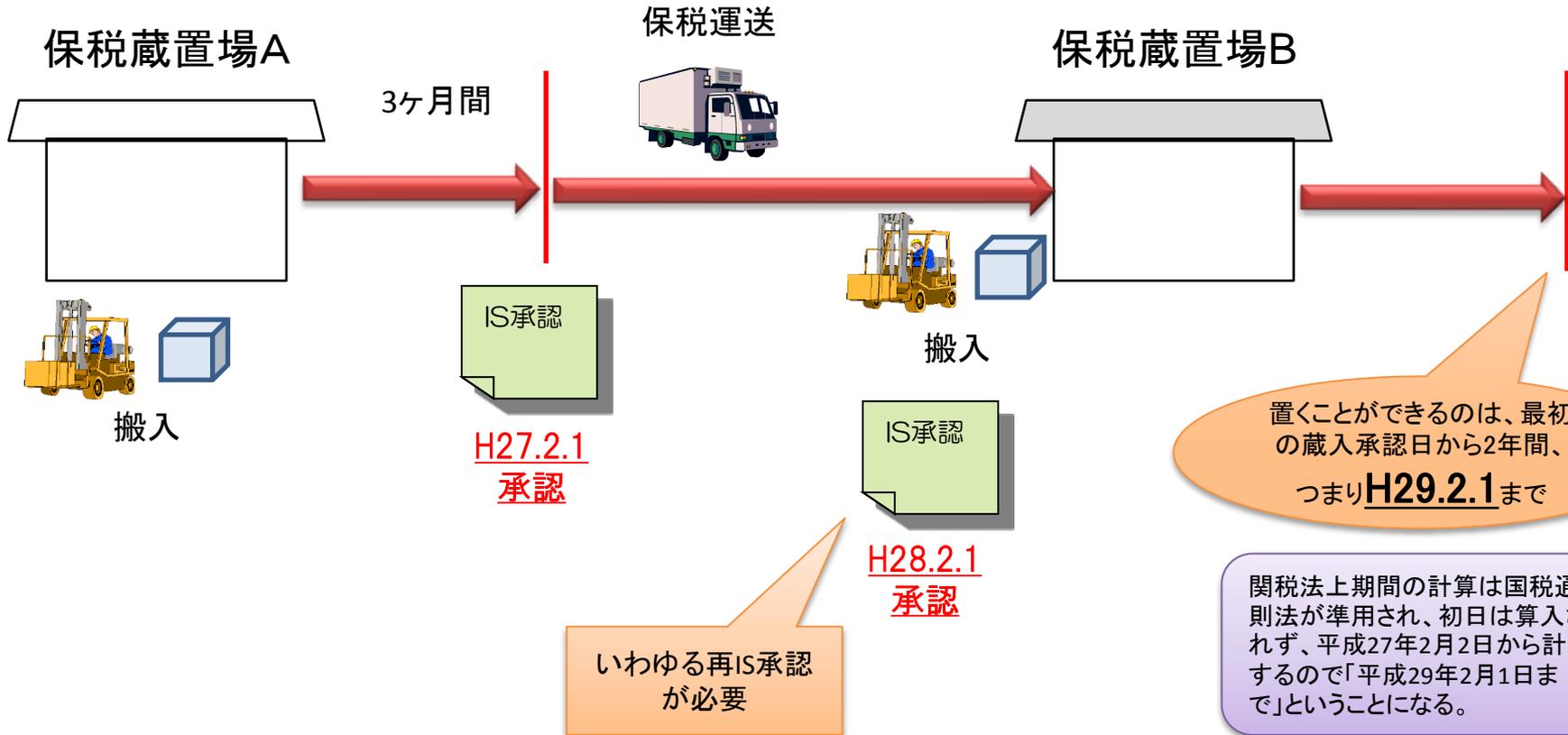
毎月末日現在で搬入から3か月を超えた外国貨物がある場合は、「長期蔵置貨物報告書」を作成し、翌月10日までに税関に提出していただく必要があります。

関税法基本通達34の2-1(3)ロ

⑦外国貨物を置くことの承認(蔵入承認)

蔵入承認を受けた貨物が2以上の保税蔵置場に置かれることとなった場合

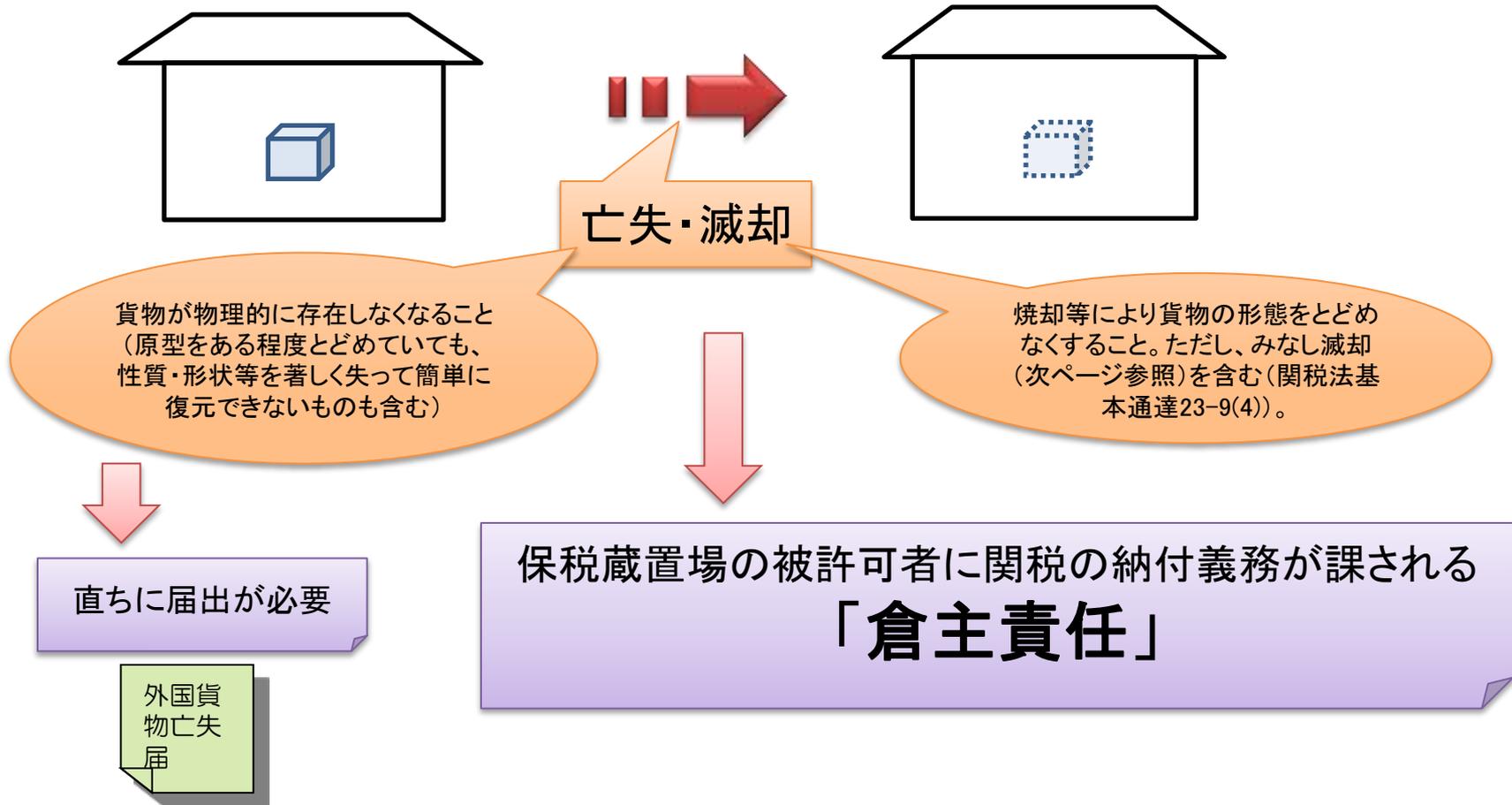
関税法基本通達43の2-1(3)



⑧倉主責任

関税法第45条
許可を受けた者の
関税の納付義務等

1. 保税蔵置場にある外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項及び次項において同じ。)が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りではない。
2. 税関長は、保税蔵置場にある外国貨物が腐敗し、若しくは変質し、又は他の外国貨物を害するおそれがある等の事情によりこれを滅却することがやむを得ないと認めるときは、前項ただし書の承認をしなければならない。
3. 保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合には、当該保税蔵置場の許可を受けた者は、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。



⑧ 倉主責任

- 原則として、保税蔵置場にある貨物が著しく腐敗したため、その本来の用途に供せられないと認められる場合に承認される。
- 貨物が国内消費の需要に適合しなくなり、かつ、これを外国に積戻すれば採算的に多大の損失を来すこととなると認められるときには、滅却は承認され得る。

ただし、

- ・あらかじめ滅却の承認を受けている場合
 - ・災害その他やむを得ない事情により亡失した場合
- は倉主責任免除

- ・震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で、自己の責任によらないもの等に起因する災害
- ・上記に準ずる災害

誤送、窃盗による盗難等では倉主責任は免除されない！



ただし、自己の責任によるものと判断された場合（火の不始末etc.）は免除されない。

⑨保税担当者の留意点

蔵置場所の制限



- ◆ 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができません。
- ◆ やむを得ず一時的に保税地域以外の場所に移す場合は、できるだけ速やかに保税地域の場所に戻すようにしてください。

区分蔵置



- ◆ 内国貨物と外国貨物が混同することがないように表示(さし札)してください。
- ◆ 危険物については、他の貨物を損傷・腐敗させないように注意を払ってください。

外国貨物の蔵置期間



- ◆ 蔵入(IS)承認を受けるまで・・・搬入から3か月を超えていませんか。搬入から長期を経過した貨物につき、調査や税関への相談をしていますか。
- ◆ 蔵入(IS)承認、蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長申請、蔵入期間の延長申請・・・それぞれ期間を超えるまでにできていますか。

⑨保税担当者の留意点

貨物と関係書類との確実な対査確認



- ◆ 貨物の搬出入時等に確実な対査確認を実施してください(記号・番号、品名、数量)。
- ◆ 複数人数によるチェックが望ましいです。

記帳・関係書類の保存



- ◆ 記帳はできるだけ速やかにお願いします。
- ◆ 関係書類は税関検査にて適切に提示できるよう、整然と整理しておいてください。

貨物の亡失や不審貨物発見時の税関への通報



- ◆ 責任者を通じて速やかにご連絡いただくようお願いします。
- ◆ その他不明なこと等があれば、勝手な判断をせず、お気軽に税関にお問い合わせください。

社内貨物管理規定の把握及び遵守

- ◆ 自社の社内貨物管理規定(CP)の内容(貨物の流れや必要な作業・手続)を把握して、遵守していただくようお願いします。